

2021-2022年度JICA内部人材向けPCM研修

(公告/公示日：2021年 9月30日/調達管理番号：21a00774) について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部次長(契約担当)

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
1	P. 19	第2 業務仕様書(案) 7. 業務の内容	オンラインで実施されることもあるということですが、参加者はJICA職員に貸与されるPCのみからの参加となりますか、あるいは私用PCでの参加が可能でしょうか。職員の貸与PCはセキュリティの面から使用できない外部サービスなどがあり、演習時に制約が生じる可能性があります。	受注者が使用を希望するオンラインツールの種別とJICAの業務用PCの機能制限に鑑みて、JICA業務用PCと私用PCのどちらで研修を実施するかを判断します。
2	P. 21	第2 業務仕様書(案) 7. 業務の内容 (5) その他の留意事項 ②研修教材(講義資料)の作成について	「受注者は、講義で使用するプレゼンテーション資料(PPT等)および配布資料を本研修用に作成する」とあり、教材は受注者がゼロから作成することが原則と読めますが、前フェーズで使用していたものの提供を受け、それを改訂・使用することは可能ですか。	前フェーズの契約において、「受注者が本業務のために作成するテキスト及び資料等(以下「テキスト等」とする。)の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に定める権利を含む)は、提出と同時に受注者から発注者に譲渡されたものとする。受注者は発注者によるテキスト等の利用及び改変に関して著作者人格権を行使しないものとする。」とされていますので、発注者から前フェーズの資料の提供を受け、改訂・使用することは可能です。ただし、前フェーズの受注者の資料を、ほぼそのまま流用する等、受注者独自の付加価値付けがなされていないとみなされる業務は承認できません。
3	P. 24	第2 業務仕様書(案) 9. 成果物・業務提出物等 (1) 研修実施計画書	「確定された受講者の～2週間前までに発注者より通知する～」とありますが、およその参加予定者数や、実施形式がオンラインとなるか対面となるかについて、実施の1カ月ほど前にお知らせいただくことは可能ですか。配置する講師の数や開催場所が実施の2週間前まで確定しないのは準備する際の負担が大きいため、約1カ月前にある程度、把握しておく必要があると考えます。	遅くとも3週間前までを目途に、参加予定者数や実施形式がオンラインとなるか対面となるかについて受注者にご連絡する予定です。
4	P. 22	第2 業務仕様書(案) 8. 業務従事者 (1) 業務従事者	業務総括者が筆頭講師を兼任することは可能でしょうか。	可能です。
5	P. 22	第2 業務仕様書(案) 8. 業務従事者 (1) 業務従事者	筆頭講師に複数人の提案をすることは可能でしょうか。1名の筆頭講師が必ず全ての実施回に従事するのは難しい可能性があるため、質問しております。	業務仕様書に「筆頭講師は、本研修のすべての回に出席する想定で積算する。」とあり、また筆頭講師が一貫して全ての回に参加することは、前回研修を踏まえた研修内容の改善及び質の確保に必要なため、筆頭講師は特定の1名をご提案ください。ただし、契約開始後に筆頭講師が参加できない回が生じた場合、受注者の申請に基づき代理の筆頭講師の参加を許可することはあり得ます。
6	P. 28	第3 技術提案書の作成要領 2. 技術提案書作成に係る要件・留意事項 (3) 業務従事者の経験・能力等	「業務総括者及び 主な講師 、業務調整(講師が業務調整を兼ねることも可)の方の経験・能力等(類似業務の経験、実務経験及び学位、資格等)について記述願います」とありますが、この場合の「 主な講師 」はどこまでを指しますか。筆頭講師以外の、従事可能性のあるすべての講師までを含みますか。	「 主な講師 」には最低限、筆頭講師を含めることとし、かつ契約期間内において、各回の研修に継続的に関与可能な講師を応札者の判断でご提案ください。